



新島襄の愛弟子・安中教会牧師
柏木義円の「非戦論」を考える

県立県民健康科学大学 講師 岩根 承成

I 柏木義円の略歴

- 1860 (万延元) 年 越後国三島郡与板 (現長岡市) 生まれ、西光寺住職の長男。
1878 (明治 11) 年 群馬県土塩村細野西小学校校長 (現安中市松井田) に赴任。
1880 (明治 13) 年 新島襄の同志社英学校 (京都) 入学。翌年 中途退学。
1882 (明治 15) 年 群馬に戻り、九十九村細野東小学校校長 (現松井田) 赴任。
1884 (明治 17) 年 安中教会で海老名弾正より受洗。同志社英学校へ再入学。
1897 (明治 30) 年 群馬に戻り、安中教会牧師に就任。
1898 (明治 31) 年 義円が編集人の『上毛教界月報』創刊
— 義円の非戦論など諸論文発表の舞台となる。
1922 (大正 11) 年 前橋の共愛女学校の第 7 代校長に就任
1931 (昭和 6) 年 『上毛教界月報』12月号 (398号) 満州事変批判が故に発禁
以後『月報』の発禁増える。
1935 (昭和 10) 年 安中教会牧師辞任。後任は五男の寛吾。
1936 (昭和 11) 年 『上毛教界月報』の発禁頻繁となり、12月第 459号で廃刊。
1937 (昭和 12) 年 【7月 北京郊外で盧溝橋事件勃発、以後日中戦争へと進展】
1938 (昭和 13) 年 1月8日死去 79歳。墓所 安中市の西広寺。

II 『上毛教界月報』誌上において表明した「非戦論」

1. 日露開戦前の主張 — 「非戦論・国是論」 明治 36 年 8 月 15 日号所収

《主戦論への批判》

- ① 戦争に勝利しても、巨大軍費の始末はどうするのか
- ② 戦後において、巨大の国債と軍備の増強競争が待つ → 国民生活の破壊をもたらす (「国民を餓死に瀕せしむ」・「民人の疾苦を顧慮せず、国威宣揚てふ一種の虚栄に心酔する者曰く、軍備拡張は・・・止むを得ざるなりと」)
- ③ 「国民の自由と権利と安寧と幸福と内治の改善とを犠牲」にする → 「国民をして、平時は軍費を造くるの器械・・・戦時は国家の為てふ名と無理情死するの、一種の奴隷たらしむる」

2. 日露開戦直後の主張—「戦争に対する吾人の態度」 明治 37 年 3 月 15 日号所収

- ① 戦争は残酷悲惨、「其の光景酸鼻の極ならざるはなく」
- ② 莫大の軍費と増税 → 国民生活を圧迫し、不景気を招き、貧者の職業を奪う
- ③ 「戦地人民の非惨は言うに堪えざるものあり」—戦争を被害ばかりか、加害の側面にも目配りしている。→ 日露戦争の戦場は、朝鮮と中国東北(南満州)であり、交戦国の日本でも、ロシアでもなかった。

3. 日露戦争 終了直後の主張—「平和主義は最大の慈善事業なり」 明治 38 年 10 月 15 日号所収

- ① 「永遠の平和」を名目に戦争は継続され、軍備と軍事行動の拡大を生む。

【原文の抜粋】

「戦乱いまだ起こらざるや、開戦を主張して曰く、永遠の平和のためなりと。

戦乱ようやくやんで平和まさに来たらんとするや、さらにまた戦争継続を主張して曰く
永遠の平和のためなりと。

彼らの論理的帰結を推せば、其の所謂永遠平和とは、敵国悉く絶滅し我が陸海軍世界第一となりて、天下われに敵するものなきに至る、是なり。」

② 平和主義を鼓吹して、世界の人心を一変し、真成の平和を来たらすことに努力する。

4. 第一次世界大戦後 — 「殺す勿れ」 大正 12 年 12 月 15 日号所収

① 「戦争ならば人を殺して可いか」 — 軍備（「武備」）は、必ず軍備の競争を生み、必然 戦争を醸成する。

② 戦争を生む 「社会組織」は 「改造」する方が良い

【原文の抜粋】

○「第一 戦争ならば人を殺して可いか 戦争は果して必要か、戦争は果して人類が為さねばならぬ事であるか。・・・武備は平和の保障なり、武装的平和など称すれども之れ武備弁護者の常套語で之れ程人を欺くの言はない。武備は必らず武備の競争を生み、武備を盛にする為には国民をして武備の必要を認めしむる為に、仮想敵を示して其来襲を気遣はしめなければならぬ。士気を鼓吹する為には敵愾心をも扇揚しなければならぬ。」

○「今日の社会組織が戦争を生むのなら、思切つて之を改造するがよい、戦争は決して必要物ではない。」

5. 満州事変勃発 直後 — 「宜しく満州の駐屯兵を撤す可し」 昭和 6 年 10 月 20 日号所収

① 対外事件となると、「日本新聞紙の報道が、往々にして 悉く信じ難くなる」
しかし、「世界の新聞は明らかに之（事件の実相）を伝える」

→ 事変の原因が、中国兵による満鉄線路爆破にある、とする報道を疑問視している。

② なぜ、独立国たる中国へ、他国である日本軍隊を駐屯させるのか。→ 「特殊権益擁護の為」だ
という。「兵力の威嚇」による維持ならば、「特殊権益などは之を放棄した方が可い」。さらに「特殊権益に由りて利する者は、日本人中の、或る階級のみ」と主張する。

注 「特殊権益」 — 第一次世界大戦中に、中国に突き付けた「二十一か条要求」のこと。
ここでは旅順・大連租借期限と南満州鉄道の権益期限を 9 9 か年に延長させた事を指す。

③ 「龐大なる軍事費に由りて国民は亦大なる負担をせねばならぬ」

④ 「日本の軍備は 世界の脅威となり 軍縮の妨害ともなる」 「世界の平和を来らさんと欲する者は、宜しく我日本の他国の駐兵撤棄を主張す可きである」

→◎ 国際連盟の設立、海軍軍縮条約・パリ不戦条約（「国家ノ政策ノ手段トシテノ、戦争ヲ放棄スルコト」）の調印など、1920 年代の軍縮と戦争違法化が、国際社会のスタンダードになりつつあったことを踏まえ、義円は世界平和の実現に確信をもった。

→◎ しかし、義円の没後、日中全面戦争、さらにアジア・太平洋戦争へと、日本は侵略戦争の道を推し進めることになる。これは、「非戦論」を支える国民的基盤を形成することが出来なかったことに起因する。

→ 柏木義円の主張は、日本国憲法の「前文」（「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」）と、「第 9 条」（戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認）に継承されることになる。